

令和5年8月10日	
資料提供	
担当課	市町村課
担当者	岡田
電話	073-441-2192

住民基本台帳ネットワークに関する事務の「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）案」 に関するパブリックコメント（県民の意見募集）の実施について

和歌山県では、住民基本台帳ネットワークに関する事務に関する特定個人情報ファイルを保有しようとするに当たり、皆様のご意見を募集します。

1. 評価書案名

住民基本台帳ネットワークに関する事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書） 案

2. 意見の募集期間

令和5年8月10日（木）から令和5年9月11日（月）まで

3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務

4. システムの名称

住民基本台帳ネットワークシステム

5. 県で利用できる法令上の根拠

住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）

第7条（住民票の記載事項）

第12条の5（住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報）

第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）

第30条の7（都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等）

第30条の8（本人確認情報の誤りに関する機構の通報）

第30条の11（通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供）

第30条の15（本人確認情報の利用）

第30条の22（市町村間の連絡調整等）

第30条の32（自己の本人確認情報の開示）

第30条の35（自己の本人確認情報の訂正）

第30条の44の6第3項（都道府県知事保存附票本人確認情報（住民票コードに限る。）の利用）

※令和5年8月10日時点

6. 資料の閲覧方法

(1) ホームページ

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/02_gyosei/juki/d00202721.html

(2) 文書閲覧

- ・ 県情報公開コーナー（県庁本館2階）

電話073-441-2392

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は閉庁のため閲覧できません。

- ・ 県庁市町村課（本館3階）

電話073-441-2192

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は閉庁のため閲覧できません。

7. 意見提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

①郵便 〒640-8585（住所記載不要）和歌山県庁市町村課あて

②FAX 073-423-2427

③Eメール e0106002@pref.wakayama.lg.jp

※電話でのご意見は、受付をいたしませんので予め御了承ください。

【意見の提出様式】

意見提出様式は特に定めませんが、下記の内容を記載してください（外国語は不可）。

①住所 ②氏名 ③年齢 ④電話番号 ⑤ご意見の該当箇所（項目） ⑥ご意見

（法人及び任意の団体にあつては①主たる事務所の所在地 ②名称 ③代表者氏名 ④電話番号 ⑤ご意見の該当箇所（項目） ⑥ご意見）

8. 留意事項

皆様から提出いただいたご意見を十分考慮した上で、評価書に反映するとともに、内容ごとに整理分類し、これに対する県の考え方を公表いたします。個々の意見に直接回答することはありません。

（公表の際は、意見の内容のみを公表します。住所、氏名などの個人に関する情報は、公表しないことはもとより、他の目的で使用することはありません。）

9. 関係先リンク

- ・ 特定個人情報保護評価

<https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/>（個人情報保護委員会HP）

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステム

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010600/02_gyosei/juukinet/juukinet.html（県HP）